

# 令和6年10月分～

# 児童手当制度が拡充されます

■問い合わせ 子ども未来課 ☎ 64・6013

令和6年10月分（令和6年12月支給分）から、児童手当制度の対象者や手当月額などが一部拡充されます。

拡充に併せて手続きが必要になる人は、窓口で手続きを進めてください。

## CHECK.1 主な変更項目

項目	拡充（改正）前	拡充（改正）後
①支給対象者	15歳到達後の最初の3月31日（中学生）までの子を養育している人	18歳到達後の最初の3月31日（高校生年代）までの子を養育している人
②所得制限	あり	なし
③手当月額	3歳未満	15,000円/月
	3歳～小学生	【第1・2子】 10,000円/月
		【第3子】 15,000円/月
	中学生	10,000円/月
	所得制限限度額～ 所得上限限度額未満	5,000円/月 ※特例給付
所得上限限度額～	支給なし	
④支給月	2月、6月、10月 (支給月の前4カ月分を支給)	2月、4月、6月、8月、10月、12月 (支給月の前2カ月分を支給)
	⑤制度上の 子の数え方	高校生年代までの子から数える

## CHECK.2 手続きが必要な人

下の①～④のいずれかに該当する人は、子ども未来課で手続きが必要です。

①	中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の子のみを養育している人
②	所得上限限度額以上のため、児童手当支給の対象外になっている人
③	制度上の第1子（以降も含む）として数えられていない高校生年代の子を養育している人
④	「親が経済的な負担をしている19～22歳到達後の最初の3月31日までの子」と「高校生年代までの子」の合計が3人以上になる人

※現在、児童手当を受給している人や、上の①～④に該当すると見込まれる人には、8月下旬からお知らせを送付しています。届いたお知らせを併せて確認してください。

※お知らせが届いていない人で、上の①～④に該当する人は、子ども未来課に問い合わせてください。

## CHECK.3 手続きの期限

第1期限 **令和6年11月15日** (金)

12月から拡充後の額で児童手当を支給  
※10・11月の増額分から支給

最終期限 **令和7年3月31日** (月)

手続きした月の次の支給月から拡充後の額で児童手当を支給  
※10月～支給月の前月までの増額は、さかのぼって支給

## CHECK.4 注意事項

- 高校生年代までの子が施設に入所している場合は、施設が申請を行うため、手続きは不要です。
- 公務員は、子ども未来課ではなく、勤務先での手続きになるため、詳細は勤務先に確認してください。
- 児童手当を受給している人の住民登録が市外にある場合は、住民登録がある自治体で申請してください。
- 最終期限を過ぎてから手続きした場合は、**手続きした翌月分からの支給**になります。

児童手当受給の例

【拡充（改正）前】

22歳・長男 (大学4年生)    17歳・次男 (高校2年生)    10歳・三男 (小学4年生)

第1子    第2子    第3子

10,000円

【拡充（改正）後】

22歳・長男 (大学4年生)    17歳・次男 (高校2年生)    10歳・三男 (小学4年生)

第1子    第2子    第3子

10,000円    30,000円